公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和４年５月１３日

東広島市長　　髙　垣　廣　徳

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

イオン高屋ショッピングセンターＢ敷地

(2) 所在地

東広島市高屋町杵原１８１０番外

２　変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾　健一	広島県広島市南区段原南 １丁目３番５２号
株式会社しまむら	代表取締役 野中　正人	埼玉県さいたま市北区宮原２丁目１９番４号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野　靖二	東広島市西条吉行東１丁目４番１４号
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚　正	島根県益田市下本郷２０６番地５

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾　健一	広島県広島市南区段原南 １丁目３番５２号
株式会社しまむら	代表取締役 野中　正人	埼玉県さいたま市北区宮原２丁目１９番４号

株式会社大創産業	代表取締役 矢野　靖二	東広島市西条吉行東１丁目４番１４号
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚　正	島根県益田市遠田町２１７９番地１
大和情報サービス 株式会社	代表取締役 藤田　勝幸	東京都千代田区飯田橋２丁目１８番２号

3　変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
株式会社ジュンテンドーの住所	令和３年４月２０日
大和情報サービス株式会社の入店	令和３年３月１９日

4　変更の理由

小売業を行う者の住所の変更及び入店があったため。

5　届出年月日

令和４年５月２日

6　縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和４年５月１３日（金）から令和４年９月１３日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市 産業部 産業振興課

東広島市西条栄町８番２９号

7　意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和４年９月１３日（火）

(2) 提出先

東広島市 産業部 産業振興課